

生駒市条例第30号

生駒市小平尾南共同作業所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

生駒市長 山下 真

生駒市小平尾南共同作業所設置条例を廃止する条例

生駒市小平尾南共同作業所設置条例（昭和48年10月生駒市条例第30号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。